

短期大学基準協会 認証評価要綱 新旧対照表

NO	新	旧
1	短期大学基準協会 認証評価要綱	短期大学基準協会 第三者評価要綱
2	目次 はじめに (略) 1.～15. (略) おわりに (略)  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">(削除)</div>	目次 はじめに (略) 1.～14. (略) おわりに (略)  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                         この要綱にかかわる財団名称の変更は、平成 23 年 2 月に全面改定を行ったものに、平成 24 年 4 月に一般財団法人に移行したことに伴い行ったものです。                     </div>
3	はじめに 平成 3 年の大学審議会答申「大学教育の改善について」とその後の法令等の改正により、短期大学設置基準の弾力化が進められ、それに伴い <u>短期大学自らが教育研究の改善のために行う自己点検・評価が努力義務となり、平成 11 年 9 月には義務化されました。さらに、平成 16 年 4 月からは学校教育法が改正され、文部科学大臣の認証を受けた者（認証評価機関）による評価を受ける認証評価制度が導入されました。</u>	はじめに 平成 3 年の大学審議会答申「大学教育の改善について」とその後の法令等の改正により、短期大学設置基準の弾力化が進められ、それに伴い <u>短期大学関係者の意識改革が求められる中で、その改革の基本的な方法として、自己点検・評価の組織的な導入の必要性が認識されることとなりました。その後、国際的な諸状況への対応と先端的技術開発をめぐる国際競争の激化が大学改革の加速化を促す中で、自己点検・評価は努力義務から義務化に転じ、その上で、相互評価の必要性も答申されました。さらに第三者評価の必要性が示されて、学校教育法改正による認証評価制度の創設に至ったわけで、この間はわずかに 12 年を数えるに過ぎず、すさまじい変転と言うべきものでした。</u>
4	こうした流れの中で、平成 6 年 4 月、日本私立短期大学協会の春季定期総会において「短期大学基準協会」の設立が決議され、発足いたしました。その設立の趣意と事業計画の骨子は、(1) 短期大学教育の水準の維持向上を図ること、(2) 短期大学の自己点検・評価による改善を支援することであり、具体的には、(a) 会員校から短期大学の現況及び自己点検・評価と改善の努力が明らかになる資料の提出を求めること、(b) 会員校からの相談に応じ助	こうした流れの中で、平成 6 年 4 月、日本私立短期大学協会の春季定期総会において「短期大学基準協会」の設立が決議され、発足いたしました。その設立の趣意と事業計画の骨子は、(1) 短期大学教育の水準の維持向上を図ること、(2) 短期大学の自己点検・評価による改善を支援することであり、具体的には、(a) 会員校から短期大学の現況及び自己点検・評価と改善の努力が明らかになる資料の提出を求めること、(b) 会員校からの相談に応じ助

短期大学基準協会 認証評価要綱 新旧対照表

NO	新	旧
	<p>言、援助を行うこと、(c) 短期大学を中心とする高等教育に関する調査研究を行うことでした。そこでは日本私立短期大学協会の<u>全ての</u>会員校が、設立と同時に短期大学基準協会の会員となる穏やかな加盟をその組織化の基本に据えました。</p>	<p>言、援助を行うこと、(c) 短期大学を中心とする高等教育に関する調査研究を行うことでした。そこでは日本私立短期大学協会の<u>すべての</u>会員校が、設立と同時に短期大学基準協会の会員となる穏やかな加盟をその組織化の基本に据えました。</p>
5	<p>改めて再認識しておきたいのは、短期大学基準協会が<u>設立され</u>、日本私立短期大学協会の全会員校が短期大学基準協会へ加盟したのは、「認証評価」が、当時の答申のいずこにもその片鱗さえ現われていなかった時期であり、短期大学基準協会こそが「評価文化」の育成を短期大学関係者の協力によって真剣に進めようと呼び掛けていた事実です。このような会員校間の自律性によって、互いに自らの教育研究の水準の向上に資する評価を実施しようとする精神は、認証評価機関としての現一般財団法人短期大学基準協会が実施する<u>認証評価</u>に生きており、その評価の基本方針や特色につながっています。</p>	<p><u>今</u>、改めて再認識しておきたいのは、短期大学基準協会<u>の設立と</u>、日本私立短期大学協会の全会員校による短期大学基準協会への加盟が実現したのは、<u>第三者評価が義務付けられる以前であり、今日の</u>「認証評価」が、当時の答申のいずこにもその片鱗さえ現われていなかった時期であり、短期大学基準協会こそが「評価文化」の育成を短期大学関係者の協力によって真剣に進めようと呼び掛けていた事実です。このような会員校間の自律性によって、互いに自らの教育研究の水準の向上に資する評価を実施しようとする精神は、認証評価機関としての現一般財団法人短期大学基準協会が実施する<u>第三者評価</u>に生きており、その評価の基本方針や特色につながっています。</p>
6	<p><b>1. 一般財団法人短期大学基準協会</b>  <b>(Japan Association for College Accreditation) が行う認証評価</b>            本協会は、学校教育法第 110 条に基づき短期大学の認証評価を行う認証評価機関であり、平成 17 年度から<u>認証評価</u>を開始しました。本協会が<u>行う認証評価</u>に係る目的と基本方針は、教育の質保証と短期大学の主体的な改革・改善を支援することです。</p>	<p><b>1. 一般財団法人短期大学基準協会</b>  <b>(Japan Association for College Accreditation) が行う第三者評価</b>            本協会は、学校教育法第 110 条に基づき短期大学の認証評価を行う認証評価機関であり、平成 17 年度から<u>第三者評価 (法にいう認証評価)</u>を開始しました。本協会<u>の第三者評価</u>に係る目的と基本方針は、教育の<u>質の保証</u>と短期大学の主体的な改革・改善を支援することです。</p>
7	<p><u>認証評価</u>は、まず、評価を受ける短期大学が提出した自己点検・評価報告書について、本協会の<u>認証評価委員会</u>（以下「評価委員会」という。）の評価員による書面調査が行われ、それを基に訪問調査が実施されます。訪問調査の後、評価委員会において<u>機関別評価案</u>が作成され、理事会の審議を経て本協会の評価結果が確定します。評価結果の確定においては、本協会の会員校の奉仕的精神、評価員の多大なる協力、ピア・レビューの精神が反映されます。</p>	<p><u>第三者評価</u>は、まず、評価を受ける短期大学が提出した自己点検・評価報告書について、本協会の<u>第三者評価委員会</u>（以下「評価委員会」という。）の評価員による書面調査が行われ、それを基に訪問調査が実施されます。訪問調査の後、評価委員会において<u>適格・不適格・保留の判定案</u>が作成され、理事会の審議を経て本協会の評価結果が確定します。評価結果の確定においては、本協会の会員校の奉仕的精神、評価員の多大なる協力、ピア・レビューの精神が反映されます。</p>

短期大学基準協会 認証評価要綱 新旧対照表

NO	新	旧
8	<p>ピア・レビューの精神は、高等教育機関である短期大学の<u>認証評価</u>においては極めて重要であり、我が国の短期大学関係者により機関を評価するということを意味します。もちろん、<u>認証評価</u>の客観性を高めるためには、短期大学の関係者のみならず、<u>他機関</u>の学識経験者の意見も評価結果に反映されます。したがって、本協会が行う<u>認証評価</u>において、「<u>適格</u>」の判定を受けた短期大学は、名実ともにその高等教育機関の質を保証されるものです。</p>	<p>ピア・レビューの精神は、高等教育機関である短期大学の<u>第三者評価</u>においては極めて重要であり、我が国の短期大学関係者により機関を評価するということを意味します。もちろん、<u>第三者評価</u>の客観性を高めるためには、短期大学の関係者のみならず、<u>本協会以外</u>の学識経験者の意見も評価結果に反映されます。したがって、本協会が行う<u>短期大学の第三者評価</u>において、<u>適格</u>の判定を受けた短期大学は、名実ともにその高等教育機関の質を保証されるものです。</p>
9	<p>しかしながら、全く改善点のない<u>適格認定</u>は、存在しません。<u>認証評価</u>は、部分的なものでなく評価時点における包括的な評価であり、「<u>適格</u>」とは、評価時点の翌年度に入学した学生が学習成果を享受し卒業できると判定することです。<u>それゆえ</u>、評価の後で生じた大幅な変更、すなわち、判定後の教育目標・方法や財務を含む管理運営に変更が生じた場合、その変更内容は<u>認証評価の結果に含まれるもの</u>ではありません。</p>	<p>しかしながら、全く改善点のない<u>適格認定</u>は、存在しません。<u>第三者評価</u>は、部分的なものでなく評価時点における包括的な評価です。<u>それゆえ適格の判定</u>は、評価時点の翌年度に入学した学生が学習成果を享受し卒業できると判定することです<u>が</u>、評価の後で生じた大幅な変更、すなわち、判定後の教育目標・方法や財務を含む管理運営に変更が生じた場合、その変更内容は<u>第三者評価の評価結果に含まれるわけ</u>ではありません。</p>
10	<p>また、本協会は、評価を受けた短期大学からの異議申立て及び意見申立ての機会を設けるとともに、社会的説明責任を果たすために評価結果を広く社会に公表することにより、評価の透明性を確保し、社会からの短期大学教育に対する理解と支持が得られるよう<u>努めています</u>。<u>さらに</u>、評価システム全般を公開することにより、社会及び短期大学関係者からの信頼に<u>応え</u>るとともに、評価システムの<u>不断の改善</u>を図っています。</p>	<p>また、本協会は、評価を受けた短期大学からの異議申立て及び意見申立ての機会を設けるとともに、社会的説明責任を果たすために評価結果を広く社会に公表することにより、評価の透明性を確保し、社会からの短期大学教育に対する理解と支持が得られるよう<u>努力</u>します。<u>また</u>、評価システム全般を公開することにより、社会及び短期大学関係者からの信頼に<u>こたえ</u>るとともに、評価システムの<u>不断の改善</u>に<u>努め</u>ます。</p>
11	<p><b>2. 目的と基本方針</b></p> <p>本協会が行う<u>認証評価</u>の目的は、個々の短期大学がその主体的な改革・改善を通じて、自らの教育研究活動の継続的な質保証を実現することを支援するところであり、<u>全ての</u>短期大学（文部科学大臣による設置認可後、完成年度を経た短期大学）を対象に、短期大学教育の向上・充実の状況を、以下の基本方針に基づき評価します。</p>	<p><b>2. 目的と基本方針</b></p> <p>本協会が行う<u>第三者評価</u>の目的は、個々の短期大学がその主体的な改革・改善を通じて、自らの教育研究活動の継続的な質保証を実現することを支援するところであり、<u>すべての</u>短期大学（文部科学大臣による設置認可後、完成年度を経た短期大学）を対象に、短期大学教育の向上・充実の状況を、以下の<u>評価</u>の基本方針に基づき<u>評価</u>します。</p>

短期大学基準協会 認証評価要綱 新旧対照表

NO	新	旧
12	<p><b>(1) 短期大学評価基準に基づく評価</b></p> <p>評価は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしているか否かで評価します。短期大学評価基準は、高等教育機関である短期大学の水準について設定されています。</p>	<p><b>(1) 短期大学評価基準に基づく評価</b></p> <p>本協会が行う第三者評価は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしているか否かで評価します。短期大学評価基準は、高等教育機関である短期大学の水準について設定されています。</p>
13	<p><b>(2) 短期大学の個性を尊重し、短期大学教育の向上・充実に資する評価</b></p> <p>評価が短期大学評価基準に基づく評価だけであれば、その意義は生かされません。なぜなら全国の短期大学は、独自の建学の精神、設置学科、学生定員あるいは地域的背景の下に、多様な教育活動を展開しているからです。評価は、短期大学評価基準に基づく評価と、対話を中心としたピア・レビューを通して、それぞれの短期大学の個性を尊重し、短期大学教育の向上・充実に資する評価を合わせて実施することから、格付け評価やランキング評価とは異なります。</p>	<p><b>(2) 短期大学の個性を尊重し、短期大学教育の向上・充実に資する評価</b></p> <p>本協会の行う評価が短期大学評価基準に基づく評価だけであれば、その意義は生かされません。なぜなら全国の短期大学は、独自の建学の精神、設置学科、学生定員あるいは地域的背景の下に、多様な教育活動を展開しているからです。本協会の実施する評価は、短期大学評価基準に基づく評価と、対話を中心としたピア・レビューを通して、それぞれの短期大学の個性を尊重し、短期大学教育の向上・充実に資する評価を合わせて実施することから、格付け評価やランキング評価とは異なります。</p>
14	<p><b>3. 短期大学評価基準</b></p> <p><u>短期大学評価基準は、短期大学の教育研究活動、組織運営、施設設備、財務等の状況を多角的に評価し、短期大学の主体的な改革・改善を支援する評価に資する意味から、短期大学が日常的に自己点検・評価に取り組めるよう四つの「基準」により編成しています。この4基準は、短期大学の高等教育機関として求められる大きなテーマを核とし、「基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果」、「基準Ⅱ 教育課程と学生支援」、「基準Ⅲ 教育資源と財的資源」、「基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス」と定めています。平成30年度からは、短期大学が自ら自己点検・評価に基づいて、自主的・自律的に改革・改善を日常的に図るという内部質保証を重点評価項目として設定しました。また、「学習成果」を獲得させるための、卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針の三つの方針について、一貫性・整合性があるものとして策定され、具体化されているかについての評価も取り入れられました。さらに、自己点検・評価の過程において高等学校等の関係者の意</u></p>	<p><b>3. 短期大学評価基準</b></p> <p><u>本協会の平成24年度からの評価は、短期大学の教育研究活動、組織運営、施設設備、財務等の状況を多角的に評価し、短期大学の主体的な改革・改善を支援する評価に資する意味から、短期大学が日常的に自己点検・評価が可能となるよう評価領域を再編成することとしました。再編成では、従前の10の評価領域を四つの「基準」にまとめ、短期大学の日常的な自己点検・評価の作業の展開を一層しやすくし、また、複数の領域にまたがって同一の記述を求めるような自己点検・評価の記述の重複を見直すとともに、短期大学独自の特色を生かした記述を追加し、自己点検・評価報告書を作成しやすいように改善しています。さらに現下の高等教育を取り巻く環境変化にかんがみ、各短期大学が自らの経営分析による経営の健全化を図る項目も追加しました。この4基準は、短期大学の高等教育機関として求められる大きなテーマを核とし、「基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果」、「基準Ⅱ 教育課程と学生支援」、「基準Ⅲ 教育資源と財的資源」、「基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス</u></p>

短期大学基準協会 認証評価要綱 新旧対照表

NO	新	旧
	<p>見を取り入れているかについての評価も行うようにしました。なお、第2評価期間における選択的評価（「教養教育の取り組みについて」、「職業教育の取り組みについて」及び「地域貢献の取り組みについて」）については、全ての短期大学において積極的な取り組みが求められることから、これらは4基準の中に取り入れることにしました。これらにより、各短期大学の特色ある教育のより一層の向上・充実に資する評価に努めます。</p>	<p>ス」と表しました。加えて、選択的評価基準も新たに設け、各短期大学の建学の精神に基づいた特色ある教育のより一層の向上・充実に資する評価に努めます。</p>
15	<p><b>4. 認証評価の特色</b></p> <p><b>(1) 短期大学の主体的改革・改善を支援する評価</b></p> <p>評価は、短期大学評価基準の4基準の下に、教育活動を中心として、教育研究、組織運営、施設設備、財務等の包括的な状況について、「<u>適格</u>」、「<u>不適格</u>」又は「<u>保留</u>」の機関別評価結果の判定を行います。また、その判定とは別に、基準ごとの「<u>三つの意見</u>」（①特に優れた試みと評価できる事項、②向上・充実のための課題、③早急に改善を要すると判断される事項）を付し、併せて公表します。この「<u>三つの意見</u>」は、自己点検・評価報告書の書面調査を踏まえた訪問調査のピア・レビューにおいて、評価を受ける短期大学と評価チームの対話によって生成、創造された成果です。したがって、記述の内容は、当該短期大学の主体的な改革・改善を支援するものとなっています。</p>	<p><b>4. 評価の特色</b></p> <p><b>(1) 短期大学の主体的改革・改善を支援する評価</b></p> <p>本協会が行う第三者評価は、短期大学評価基準の4基準「<u>基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果</u>」、「<u>基準Ⅱ 教育課程と学生支援</u>」、「<u>基準Ⅲ 教育資源と財的資源</u>」、「<u>基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス</u>」の下に、教育活動を中心として、教育研究、組織運営、施設設備、財務等の包括的な状況について、<u>適格・不適格・保留という形で機関別評価の判定をします</u>。また、その判定とは別に、基準ごとの「<u>三つの意見</u>」（①特に優れた試みと評価できる事項、②向上・充実のための課題、③早急に改善を要すると判断される事項）を公表します。この「<u>三つの意見</u>」は、自己点検・評価報告書の書面調査を踏まえた訪問調査のピア・レビューにおいて、評価を受ける短期大学と評価チームの対話によって生成、創造された成果です。したがって、記述の内容は、当該短期大学の主体的な改革・改善を支援するものとなっています。</p>
16	<p><b>(2) ピア・レビュー</b></p> <p>(略)</p>	<p><b>(2) ピア・レビュー</b></p> <p>ピア・レビューの元来の意味は、同じ専門性に立つ者同士が互いに支援しあう意図に基づいて、評価を行うものであり、評価員に求められる資質は、専門性、判断力、協調性、見識、公平性、奉仕の精神です。本協会のピア・レビューは短期大学の評価ができる資質を持ち得た者、すなわち短期大学教育に精通した者による評価を行うことであり、そのため評価員には、こうした資質を持った短期大学の理事長・学長、教授陣、運営・経営担当の事務職員のほか、学識経験者等が選任されます。</p>

短期大学基準協会 認証評価要綱 新旧対照表

NO	新	旧
17	<p>ピア・レビューは、<u>評価員による自己点検・評価報告書の書面調査や訪問調査をはじめ</u>、評価委員会、理事会において実施されます。</p>	<p>ピア・レビューは、自己点検・評価報告書の書面調査、<u>訪問調査</u>、評価委員会、理事会において実施されます。</p>
18	<p>また、本協会は、短期大学評価基準に<u>基づく適切なピア・レビュー</u>を実施するため、評価員を対象にした研修等を実施します。</p>	<p>また、本協会は、短期大学評価基準に<u>則した適切なピア・レビュー</u>を実施するため、評価員及び <u>ALO (Accreditation Liaison Officer : 第三者評価連絡調整責任者)</u> を対象にした研修を実施します。<u>さらに、会員校を支援するための研修会等も予定しています。</u></p>
19	<p><b>(3) 自己点検・評価に基づく評価</b>            評価は、自己点検・評価活動に基づく判定を基礎としています。短期大学は、評価を受ける際に、短期大学評価基準に基づき、自己点検・評価報告書を作成します。この自己点検・評価報告書を基に、評価員がピア・レビューを開始しますが、評価の過程で何より重要なことは、自己点検・評価報告書への誠実な記述です。各短期大学においては、自己点検・評価報告書作成マニュアル（以下「報告書作成マニュアル」という。）<u>に従って</u>、短期大学のありのままの状況について、自己点検・評価報告書を作成することが求められます。</p>	<p><b>(3) 自己点検・評価に基づく評価</b>  <u>本協会が行う第三者評価</u>は、自己点検・評価活動に基づく判定を基礎としています。短期大学は、評価を受ける際に、<u>本協会が示す短期大学評価基準</u>に基づき、自己点検・評価報告書を作成します。この自己点検・評価報告書を基に、評価員がピア・レビューを開始しますが、評価の過程で何より重要なことは、自己点検・評価報告書への誠実な記述です。各短期大学においては、自己点検・評価報告書作成マニュアル（以下「報告書作成マニュアル」という。）<u>を参考にして</u>、短期大学のありのままの状況について、自己点検・評価報告書を作成することが求められます。</p>
20	<p><b>(4) ALO (Accreditation Liaison Officer : 認証評価連絡調整責任者) の配置・育成</b>            自己点検・評価活動や評価が円滑に行われるためには、評価を受ける短期大学において、自己点検・評価の適切な実施、自己点検・評価報告書の作成、資料（提出資料及び備付資料）の選別又は作成、学内調整、本協会及び評価員との連絡、評価に係る情報収集等に中心的な役割を担う組織の構築と、その責任者の配置が必要です。</p>	<p><b>(4) ALO の配置・育成</b>            自己点検・評価活動や<u>第三者評価</u>が円滑に行われるためには、評価を受ける短期大学において、自己点検・評価の適切な実施、自己点検・評価報告書の作成、資料（提出資料及び備付資料）の選別又は作成、学内調整、本協会及び評価員との連絡、評価に係る情報収集等に中心的な役割を担う組織の構築と、その責任者の配置が必要です。</p>
21	<p>本協会では、その責任者を ALO と称し、原則として自己点検・評価活動等の経験を有する中堅以上の教員で、一定の権限を有する方の任命をお願いしています。なお、ALO はできれば理事長又は学長直轄の組織の責任者と</p>	<p>本協会では、その責任者を ALO と称し、原則として自己点検・評価活動等の経験を有する中堅以上の教員で、一定の権限を有する方の任命をお願いしています。なお、ALO はできれば理事長又は学長直轄の組織の責任者と</p>

短期大学基準協会 認証評価要綱 新旧対照表

NO	新	旧
	<p>して位置付けられることが望ましいと考えています。ALO には、適切な時期に<u>説明会等</u>を開催し、また必要により各短期大学の理事長、学長等への説明会等を開催します。評価を受ける際には、各短期大学の評価活動の必要に応じて、ALO 補佐の配置も可能です。</p>	<p>して位置付けられることが望ましいと考えています。ALO には、適切な時期に<u>研修会等</u>を開催し、また必要により各短期大学の理事長、学長等への説明会等を開催します。評価を受ける際には、各短期大学の評価活動の必要に応じて、ALO 補佐の配置も可能です。</p>
22	(削除)	<p><u>会員以外の短期大学が本協会の第三者評価を希望する場合は、会員校と同様に ALO の配置をお願いすることとします。</u></p>
23	<p><b>5. 認証評価の実施体制</b> <b>(1) 実施体制</b> 評価の実施に当たっては、理事会の下に短期大学関係者や学識経験者等による評価委員会を置き、評価委員会の下に具体的な評価作業を行う評価チーム（1 チーム 4 名程度）を、評価を受ける短期大学ごとに編成します。さらに、<u>評価チームから提出された基準別評価票に基づき、機関別評価原案を作成するために、評価委員会の下に複数の分科会を置きます。</u>なお、<u>財的資源の評価については上記分科会とは別に財務部会を置き、分科会と連携して評価に当たります。</u></p>	<p><b>5. 評価の実施体制</b> <b>(1) 第三者評価を支える本協会の実施体制</b> <u>第三者評価の実施に当たっては、理事会の下に短期大学関係者や学識経験者等による評価委員会を設け、併せて申し込み件数に応じて評価委員会の下に具体的な評価作業を行う評価チーム（1 チーム 4 名程度）を、評価を受ける短期大学ごとに編成します。</u><u>評価チームの構成に当たっては、評価チームの責任者を委嘱するとともに、当該短期大学の所在地や設置学科等の状況に応じた評価員を配置するよう努めます。</u>さらに、<u>評価チームから提出された基準別評価票に基づき、評価委員会の下に複数の分科会を設け、機関別評価原案を作成します。</u>なお、<u>財的資源の評価については上記分科会とは別に財務部会を置き、評価チーム及び分科会と連携して評価に当たります。</u></p>
24	<p>また、「<u>認証評価審査委員会</u>」（以下「<u>審査委員会</u>」という。）を置き、<u>評価委員会が示す機関別評価案に対する当該短期大学からの異議申立てについて審査を行い、その結果を理事会に報告することにして</u>います。</p>	<p>また<u>評価委員会のほかに、異議申立ての審査を行う「第三者評価審査委員会</u>」（以下「<u>審査委員会</u>」という。）、<u>第三者評価の基礎となる各短期大学における自己点検・評価活動及び短期大学間の相互評価を促進・支援する「自己点検・相互評価推進委員会」、短期大学教育の質保証及び評価システム全般について調査研究及び情報収集を行う「調査研究委員会」、広く社会から理解と支持を得るため、これら全般に関する資料の刊行及び情報の公開を行う「広報委員会」が参画することにより総合的に本協会の第三者評価活動を展開</u>します。</p>

短期大学基準協会 認証評価要綱 新旧対照表

NO	新	旧										
25	一般財団法人短期大学基準協会の組織 (略)	一般財団法人短期大学基準協会の組織 (同左)										
26	<b>(2) 評価員候補者の登録と評価員の研修</b> 会員校には、原則として下表のように入学定員規模（通信による教育を行う学科のみを置く短期大学は別に定めます。）に応じて評価員候補者を推薦し、登録していただきます。また評価員に対しては研修等を <u>実施</u> します。	<b>(2) 評価員候補者の登録と評価員の研修</b> 会員校には、原則として下表のように入学定員規模（通信による教育を行う学科のみを置く短期大学は別に定めます。）に応じて評価員候補者を推薦し、登録していただきます。また <u>評価員候補者及び</u> 評価員に対しては研修会等を <u>開催</u> します。										
27	評価員候補者の入学定員規模別推薦人数 (略)	評価員候補者の入学定員規模別推薦人数 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>入学定員規模別短期大学</th> <th>推薦人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入学定員 99 人以下の短期大学</td> <td>1 名以上</td> </tr> <tr> <td>入学定員 100～199 人の短期大学</td> <td>2 名以上</td> </tr> <tr> <td>入学定員 200～300 人の短期大学</td> <td>3 名以上</td> </tr> <tr> <td>入学定員 301 人以上の短期大学</td> <td>4 名以上</td> </tr> </tbody> </table>	入学定員規模別短期大学	推薦人数	入学定員 99 人以下の短期大学	1 名以上	入学定員 100～199 人の短期大学	2 名以上	入学定員 200～300 人の短期大学	3 名以上	入学定員 301 人以上の短期大学	4 名以上
入学定員規模別短期大学	推薦人数											
入学定員 99 人以下の短期大学	1 名以上											
入学定員 100～199 人の短期大学	2 名以上											
入学定員 200～300 人の短期大学	3 名以上											
入学定員 301 人以上の短期大学	4 名以上											
28	<b>6. 認証評価の実施方法</b> <u>(1)</u> 自己点検・評価報告書の作成 <u>①</u> 評価を受ける短期大学は、報告書作成マニュアルに従って、自己点検・評価報告書を作成します。報告書には短期大学全体として、また、必要に応じて学科・専攻課程等の部門ごとに教育活動等の自己点検・評価を記述します。	<b>6. 評価の実施方法</b> <u>①</u> 自己点検・評価報告書の作成 <u>i</u> 評価を受ける短期大学は、報告書作成マニュアルに従って、自己点検・評価報告書を作成します。報告書には短期大学全体として、また、必要に応じて学科・専攻等の部門ごとに教育活動等の自己評価を記述します。										
29	<u>②</u> (略)	<u>ii</u> この報告書（報告書作成マニュアルに記載の提出資料を含む。）は、定められた期日までに各評価員及び本協会に送付します。										
30	<u>(2)</u> 各評価員による評価 <u>①</u> (略)	<u>②</u> 各評価員による評価 <u>i</u> 評価員は、送付された自己点検・評価報告書（提出資料を含む。）による、書面調査及び訪問調査を通じて、当該短期大学の状況を把握・分析・評価します。										



短期大学基準協会 認証評価要綱 新旧対照表

NO	新	旧
31	② (略)	ii その評価は、短期大学評価基準に定める区分ごとに、当該短期大学が短期大学としての水準を満たしているか否かを、合・否の2段階で行います。
32	(3) 評価チームによる基準別評価 ① (略)	③ 評価チームによる基準別評価 i 訪問調査終了時に評価員会議を開催し、各評価員の評価により、評価チームとしての評価をまとめます。この場合の評価も上記と同様、短期大学評価基準に定める基準それぞれに、当該短期大学の状況が短期大学としての水準を満たしているか否かを、合・否の2段階で行います。
33	② 評価員会議においては、各基準の合・否とは別に、当該短期大学の教育活動等の状況の内、特に優れている点及び <u>早急に改善を要すると思われる点</u> 、加えて教育活動等が向上・充実に向かうために必要な課題についても検討し見解をまとめます。	ii 評価員会議においては、各基準の合・否とは別に、当該短期大学の教育活動等の状況の内、特に優れている点、 <u>又は早急に改善を要すると思われる点</u> 、加えて教育活動等が向上・充実に向かうために必要な課題についても検討し見解をまとめます。
34	③ 評価チームは、訪問調査終了後、定められた様式により、基準別評価を記載した <u>基準別評価票</u> を作成し、期日までに評価委員会へ提出します。	iii 評価チームは、訪問調査終了後、定められた様式により、基準別評価を記載した評価票を作成し、期日までに評価委員会へ提出します。
35	(4) 評価委員会による機関別評価 ① 分科会における機関別評価原案の作成 評価を受ける短期大学数に応じて <u>設けられた分科会においては</u> 、評価チーム責任者と意見交換を行うとともに <u>評価チームから提出された基準別評価票に基づき</u> 、機関別評価原案を作成します。	④ 評価委員会による機関別評価 i 分科会における機関別評価原案の作成 評価を受ける短期大学数に応じた <u>複数の分科会を評価委員会に置き</u> 、評価チームから提出された基準別評価票に基づき、 <u>評価チームの責任者出席の下に審議を行い</u> 、機関別評価原案を作成します。 <u>評価は、当該短期大学の教育活動等の状況について適格・不適格・保留と判定します。</u>
36	(削除)	<u>4基準のすべてが合である場合を「適格」とします。</u>
37	(削除)	<u>「不適格」は、短期大学評価基準を満たさず、当該短期大学の教育に重大な支障があると認められる場合、自己点検・評価報告書に虚偽記載がある場合、また重大な法令違反等がある場合の判定となります。なお、「適格」と判定を受けた場合においても前記の事実が明らかとなった場合には、「不適格」と再判定されます。</u>

短期大学基準協会 認証評価要綱 新旧対照表

NO	新	旧
38	(削除)	<u>また、適格、不適格の判定に至らない場合には「保留」としてその理由を公表し、後述「10. 再評価」のとおり再評価を受けていただきます。</u>
39	(削除)	<u>なお、自己点検・評価報告書の記載に著しい不備があり、訪問調査を経ても問題が解決しない場合、機関別評価の作業を中断することがあります。</u>
40	<p>② 評価委員会における機関別評価案の作成</p> <p>評価委員会においては、分科会が作成した機関別評価原案に基づいて審議し、機関別評価案を作成します。</p> <p>評価は、当該短期大学の教育活動等の状況について「適格」、「不適格」又は「保留」と判定します。</p>	<p>ii 評価委員会における機関別評価案の作成</p> <p>評価委員会においては、分科会で作成した原案について審議し、機関別評価案を作成します。</p>
41	<u>i 4 基準に照らして全てが合である場合は、「適格」とします。</u>	
42	<u>ii 4 基準に照らしてその一部又は全てが否である場合、自己点検・評価報告書に虚偽記載がある場合、又は重大な法令違反等がある場合は、「不適格」とします。</u>	
43	<u>iii 「適格」、「不適格」の判定に至らない場合は、その理由を付して「保留」とします。</u>	
44	<u>iv 「適格」の判定において、基準に照らして一部に問題が認められる場合は、当該問題の改善についての意見、「改善意見」を付すことがあります。</u>	(新設)
45	<p>③機関別評価案の内示</p> <p>評価委員会が作成した機関別評価案を当該短期大学に内示します</p>	iii 評価委員会が作成した機関別評価案を当該短期大学に内示します
46	<p>(5) 異議申立て等の手続き</p> <p>この機関別評価案に対し、異議申立て又は意見申立てがある短期大学は、後述「7. 異議申立て及び意見申立ての機会」の手続きにより行います。</p>	iv この機関別評価案に対し、異議申立て又は意見申立てがある短期大学は、後述「7. 異議申立て及び意見申立ての機会」の手続きにより行います。

短期大学基準協会 認証評価要綱 新旧対照表

NO	新	旧
47	<p>(6) 理事会による機関別評価の決定  <u>理事会は、機関別評価案等に基づいて評価結果を決定します。</u></p>	<p>⑤ 理事会による評価結果の決定  <u>評価委員会で作成した機関別評価案は、理事会において決定します。</u></p>
48	<p>(7) 評価の公正性の確保  <u>評価の公正を期するため、本協会が評価を受ける短期大学の利害関係者と認める者は、当該短期大学の評価業務に従事させないものとします。</u></p>	<p>⑥ 評価の公正を期するため、本協会が評価を受ける短期大学の利害関係者と認める<u>すべての者を当該短期大学の評価から排除します。</u></p>
49	<p><b>7. 異議申立て及び意見申立ての機会</b>  <u>認証評価において、評価の結果は短期大学における教育活動等の改革・改善に役立てられることはもとより、広く社会に公表されることから、評価の公平性を確保する必要があります。そのため評価結果を決定する前に、機関別評価案を当該短期大学に内示し、機関別評価案に対する異議申立て及び意見申立ての機会を設けます。異議申立ては機関別評価案の内、機関別評価結果の適否及び各基準の可否の判定を対象とし、意見申立てはそれ以外の事項を対象とします。</u></p>	<p><b>7. 異議申立て及び意見申立ての機会</b>  <u>第三者評価において、評価の結果は短期大学における教育活動等の改革・改善に役立てられることはもとより、広く社会に公表されることから、評価の公平性を確保する必要があります。このため評価結果を決定する前に、機関別評価案を当該短期大学に内示し、機関別評価案に対する異議申立て及び意見申立ての機会を設けます。異議申立ては機関別評価案の内、機関別評価の適否及び各基準の可否の判定を対象とし、意見申立てはそれ以外の事項を対象とします。</u></p>
50	<p>当該短期大学は内示を受けた後、30日以内に異議申立て及び意見申立てを行うことができますが、期日までに申立てがなかった場合は、機関別評価案を受け入れたものとみなします。</p>	<p>当該短期大学は内示を受けた後、30日以内に異議申立て及び意見申立てを行うことができますが、期日までに<u>申し立て</u>がなかった場合は、機関別評価案を受け入れたものとみなします。</p>
51	<p>異議申立てについては、審査委員会において審査を行い、<u>その結果を理事会へ報告</u>します。意見申立てについては、<u>評価委員会において審議</u>を行い、その結果を<u>審査委員会及び理事会へ報告</u>します。</p>	<p>異議申立ての<u>審査に当たっては、評価委員会とは別に異議申立てに対応する審査委員会において審査を行った上で、理事会において決定し、その結果を公表</u>します。意見申立ての<u>審査は評価委員会において行い、その結果は審査委員会及び理事会において承認の上、最終決定</u>とします。</p>
52	<p><b>8. 認証評価結果の公表</b>  <u>理事会において評価結果が確定した後、当該短期大学に通知するとともに刊行物への掲載、ウェブサイトの利用等により広く社会に公表</u>します。</p>	<p><b>8. 評価結果の公表</b>  <u>本協会は、理事会において評価結果が確定した後、当該短期大学に通知するとともに機関別評価結果、その判定事由及び基準別評価結果について、刊行物への掲載、インターネット（ウェブサイト）の利用等広く社会に公表</u>します。</p>

短期大学基準協会 認証評価要綱 新旧対照表

NO	新	旧
53	<p><b>9. 認証評価の申込み及びスケジュール等</b></p> <p>① 短期大学は、法令上、認証評価を7年以内に一度受けるものと定められています。</p>	<p><b>9. 評価の申し込み及びスケジュール等</b></p> <p>(1) 短期大学は、法令上、認証評価を7年以内に一度受けるものと定められています。</p>
54	<p>② 評価の申請は毎年度1回とし、評価を希望する短期大学は前年度の指定した期日までに本協会に申し込みます。本協会では申し込まれた短期大学全てについて、申込みの翌年度に評価を実施することとしています。評価の実施が困難な場合には、申込み短期大学と調整します。</p>	<p>(2) 評価の申請は毎年度1回とし、評価を希望する短期大学は前年度の指定した日までに本協会に申し込みます。本協会では申し込まれた短期大学すべてについて、申し込みの翌年度に評価を実施することとしています。が、<u>申し込み件数の多さなどにより</u>評価の実施が困難な場合には、<u>申し込み短期大学と調整</u>します。</p>
55	<p>③ 評価の申込みを行った短期大学は、やむを得ない事情により評価の取下げを行う場合には、<u>評価を受ける年度の6月末日まで</u>に行うものとします。</p>	<p>(3) 評価の申し込みを行った短期大学は、やむを得ない事情により評価の取下げを行う場合には、<u>評価実施年の10月末日まで</u>に行うものとします。</p>
56	<p><b>認証評価のスケジュール</b> (略)</p>	<p><b>評価のスケジュール</b> (略)</p>
57	<p><b>10. 保留の判定を受けた場合の取扱い</b></p> <p>機関別評価結果が「保留」と判定された短期大学は、<u>本協会が指定する期日までに、所定の手続きに従って再評価を受ける必要があります。</u></p>	<p><b>10. 再評価</b></p> <p>機関別評価結果が「保留」と判定された短期大学に対しては、<u>当該短期大学の申請に基づき、再評価を行います。</u></p>
58	<p>再評価において、<u>4基準を満たしている場合には「適格」と判定し、その旨公表</u>します。また、<u>4基準を満たしていない場合又は再評価を受けない場合等</u>には「不適格」と判定し、その旨公表します。</p>	<p>再評価において、<u>短期大学評価基準を満たした場合には、機関別評価結果を「適格」と判定し、その旨公表</u>します。また、<u>再評価において、短期大学評価基準を満たしていない場合及び再評価を受けない場合には機関別評価結果を「不適格」と判定し、その旨公表</u>します。</p>
59	<p><b>11. 適格に改善意見を付された場合の取扱い</b></p> <p><u>機関別評価結果において、「適格」の判定に改善意見を付された短期大学は、本協会が指定する期日までに、所定の手続きに従って報告書を提出し、評価を受ける必要があります。</u></p> <p><u>評価の結果、問題の改善が見られる場合には、その旨公表</u>します。<u>改善が見られない場合には、再度、改善意見を付し、その旨公表</u>します。</p>	<p>(新設)</p>

短期大学基準協会 認証評価要綱 新旧対照表

NO	新	旧
60	<p><b>12. 認証評価結果の再判定</b></p> <p><u>機関別評価結果を「適格」と決定・通知した後に、①4基準を満たさない、②自己点検・評価報告書に虚偽記載がある、③重大な法令違反がある、とのおそれがある場合は、評価委員会において該当事項の調査を行います。調査の結果、該当事項があると認められる場合には、理事会において「不適格」と再判定し、その旨を当該短期大学に通知するとともに公表します。</u></p>	<p>(新設)</p>
61	<p><b>13. 認証評価システムの改善</b></p> <p>本協会では各種の委員会等において、評価の目的達成に資するため、より優れた評価システムの構築に向けて不断の努力を怠らず、本要綱、短期大学評価基準及び報告書作成マニュアル等の評価システム全体にわたり改善を行います。<u>併せて評価を受けた短期大学をはじめ、評価員、その他の関係者から寄せられた意見等を踏まえ、本協会自らが点検・評価し、毎年評価方法等を見直し整備を図ります。その際には、事前に各短期大学 ALO 及び関係者に連絡するとともに、ウェブサイトの利用等により広く社会に公表します。</u></p>	<p><b>11. 評価システムの改善</b></p> <p>本協会では各種の委員会等において、<u>第三者評価の目的達成に資するため、より優れた評価システムの構築に向けて不断の努力を怠らず、本要綱、短期大学評価基準及び報告書作成マニュアル等の評価システム全体にわたる改善に努力します。あわせて評価を受けた短期大学をはじめ、評価員、その他の関係者から寄せられた意見等を踏まえ、本協会自らが点検・評価し、毎年評価方法等を見直し整備を図ります。その際は、事前に各短期大学 ALO 及び関係者に連絡するとともに、インターネット（ウェブサイト）の利用等</u>広く社会に公表します。</p>
62	<p><b>14. 認証評価に係る手数料の額等</b></p> <p>(1) <u>認証評価に係る手数料の額</u></p> <p>① <u>会員短期大学が評価を受ける場合の手数料の額は 1,300,000 円（消費税別）とします。</u></p>	<p><b>12. 第三者評価に係る手数料の額等（平成 24 年度第三者評価申請短期大学から適用）</b></p> <p>(1) <u>第三者評価に係る手数料の額</u></p> <p>① <u>会員短期大学が評価を受ける場合の評価料の額は次のとおりとします。（消費税別）</u> @1,300,000 円</p>
63	<p>② <u>非会員短期大学が評価を受ける場合の手数料の額は、①の額に 7 年分の会費相当額を加算した額（消費税別）とします。</u></p>	<p>② <u>非会員短期大学が評価を受ける場合の評価料の額は次のとおりとします。（消費税別）</u> @3,400,000 円</p>
64	<p>③ <u>「保留」又は「不適格」の判定により評価を受ける場合の手数料の額は次のとおりとします。（消費税別）</u></p> <p>会員短期大学 1,300,000 円</p>	<p>③ <u>再評価を受ける場合の評価料の額は次のとおりとします。（消費税別）</u></p> <p>会員短期大学 @1,300,000 円 非会員短期大学 @1,900,000 円</p>

短期大学基準協会 認証評価要綱 新旧対照表

NO	新	旧
	非会員短期大学 1,900,000 円	
65	(削除)	④ 評価の中止を行った場合の評価料については、特別の理由がない限り返還しません。
66	(2) 評価員の旅費 評価員が本協会指定の研修へ出席する際の旅費及び訪問調査を行う際の旅費は、本協会が別に定める規程に基づき支払います。	(2) 評価員の旅費 評価員が訪問調査を行う際の旅費は、本協会が別に定める規程に基づき支払います。
67	(削除)	<b>13. 変更の届出</b> 本協会の第三者評価で適格と判定された短期大学が、その後の第三者評価を受けるまでの期間に、短期大学の名称・所在地、設置者、教育目的、教育研究に係る基本組織、入学・収容定員、学生募集停止などの大幅な変更を行った場合には、当該変更事項について本協会に届け出るものとします。その状況は、本協会のウェブサイトで公表します。
68	<b>15. 認証評価システムの公表の方法</b> 学校教育法施行規則第 169 条第 1 項に定められている①評価の対象、②大学評価基準及び評価方法、③評価の実施体制、④評価結果の公表の方法、⑤評価の周期、⑥評価に係る手数料の額は、本要綱及び短期大学評価基準に明記し、ウェブサイトの利用等により広く社会に公表します。	<b>14. 第三者評価システムの公表の方法</b> 学校教育法施行規則第 169 条第 1 項に定められている①評価の対象、②大学評価基準及び評価方法、③評価の実施体制、④評価結果の公表の方法、⑤評価の周期、⑥評価に係る手数料の額は、本要綱及び短期大学評価基準に明記し、インターネット（ウェブサイト）の利用等広く社会に公表します。
69	<b>おわりに</b> 平成 8 年から短期大学間で自主的に始めた「短期大学間相互評価」において培ってきた「自覚と責任と知性の協働」の精神を受け継ぎながら、第 3 評価期間においては、各短期大学が教育研究の質の確保・向上に資する内部質保証の体制の構築や継続的な運営等の充実が一層図られていくよう評価基準を見直しました。見直しに当たっては、ピア・レビューの精神を再確認するとともに、会員校、評価員、ALO の意見や要望、本協会に蓄積された評価の経験をはじめ、高等教育の質保証を中心とした国の政策動向も十分に踏まえたものとなりました。	<b>おわりに</b> 平成 8 年から短期大学間で自主的に始めた「短期大学間相互評価」において培ってきた「自覚と責任と知性の協働」の精神を受け継ぎ、平成 17 年度より第三者評価を開始しましたが、第 1 評価期間の 7 年間を終えるに当たり、新たな評価システムの見直し整備を図り、平成 24 年度の第三者評価から適用することといたしました。見直しに当たっては、ピア・レビューの精神を再確認するとともに、会員校、評価員、ALO の意見や要望、本協会に蓄積された評価の経験をはじめ、高等教育の質保証を中心とした国の政策動向も十分に踏まえたものとなりました。その内容は、冒頭の「1. 一般財団法人短期大学基準協会（Japan Association for College Accreditation）が行う第三者

短期大学基準協会 認証評価要綱 新旧対照表

NO	新	旧
		<p><u>評価」の基本方針にも示したとおりであり、各短期大学及び本協会あるいは関係者が一体となって、評価制度の基本的な理念を共有することが何よりも大切です。</u></p>
70	<p>今後、ますます短期大学は厳しい状況に置かれ、それを克服するためには、一層の自らの努力によって向上・充実に向かうこと以外にありません。本協会の<u>認証評価</u>がそうした機会を更に拡充させ、我が国の短期大学教育の一層の振興に寄与することを切に祈る次第です。</p>	<p>今後、ますます短期大学は厳しい状況に置かれ、それを克服するためには、一層の自らの努力によって向上・充実に向かうこと以外にありません。本協会の<u>第三者評価</u>がそうした機会を更に拡充させ、我が国の短期大学教育の一層の振興に寄与することを切に祈る次第です。</p>